

会 議 録

1 会 議 の 名 称	総務常任委員会
2 日 時	平成28年 6月13日 (月) 午前 9時30分 開会 午前 9時56分 閉会
3 場 所	第2委員会室
4 出 席 者 (6 人)	橋田 夏枝 宮脇 俊彦 斉藤 裕樹 前田 秀資 山田 昌紀 越水 清
5 欠 席 者	横田 典之
6 説 明 員 (0 人)	
7 傍 聴 者	5人
8 事 務 局	次長 主査
9 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

議 題 陳情第2号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める陳情

結 果 不採択

午前9時30分 開会

○副委員長【橋田夏枝議員】 ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

委員長不在のため、委員長職を務めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は配付してあります次第により進行いたします。

初めに「陳情第2号、所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況については配付した資料のとおりです。それでは、本件についての意見等を願ひいたします。

○委員【斉藤裕樹議員】 それでは、陳情第2号、所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める陳情について意見を述べさせていただきます。

所得税法第56条は、家族間での所得分割による租税回避的行為を防止するために導入された規定であります。現在、個人事業は家族全体の協力により成り立っているものが多く、そして、家族従業員の労働は個人事業の経営にとって重要な位置を占めています。親族が事業から受ける対価については所得税法第56条で規制をしています。一方で、所得税法第57条の規定により白色申告者は一定額の控除とし、青色申告者に対してはその特典として実際に従事した労働の対価として支払われた給与について必要経費算入を認められています。この扱いは不合理であり、所得税法第56条の実効性は失われているとも言われています。

所得税法第56条は、立法経緯や趣旨も、家族間や社会通念の変化によって現在の社会にはなじまないものとなっていると言えます。しかしながら、現状の税制度の中で所得税法第56条を廃止することは家族間での取り決めによる不当な所得分割を認めることにもなり、租税回避的行為を防止することは難しくなると考えます。所得税法第56条を廃止することなく規定を置き続けたとしても、租税回避的行為の防止という本来の立法目的に限定して解釈することによって同規定の弊害を最小限度にとどめることができると考えます。独立した事業者間の適正な取引であるとみずから立証し、申告した場合には青色事業専従者のように必要経費を認めるなど、納税者個々の事情をよく考慮すべきであり、そして、租税回避的目的の取引でないと認められた場合には、所得税法第56条の適用範囲から外すなど解釈や適用の在り方については第57条も含め、現在の社会により合致したものへと変えていくべきであると考えます。

本陳情に対しては反対をいたします。

○委員【宮脇俊彦議員】 陳情第2号について意見を述べさせていただきます。この陳情は所得税法第56条が事業主の配偶者とその家族が事業に従事したときに対価の支払いは必要経費に算入しない。妻が86万円まで、その他の家族が50万円までというふうに規定していることを指摘しています。

この問題点の第1は、事実がそのまま反映しないという点にあると思います。家族が働いても、必要経費が事実に基づいて課税されないために、実態として夫の税負担が高額になってしまう。事実とかけ離れた課税実施になってしまうという点が挙げられると思います。

第2は、個人の尊厳を冒すものになっているという点にあると思います。家族労働に頼らざるを得ない自営業では、家族従業員は自分たちの働きに見合う対価が認められない。1年間、ほとんど週2日で働いてもさっき言った金額しか控除されないということです。そのために経済的自立が損なわれ、社会的に低い地位に置かれる、差別的な扱いを余儀なくされる。もし、この家族の中で誰かが事故に遭ったときに、給与所得の公的証明がない。そのため、被害が適正に審査されない。こういう可能性もこのことによって発生します。

第3は、個人の自立を阻害するものになっているという点にあると思います。今、安倍内閣は1億総活躍というふうに口にし、個人の自立、活躍を言っています。しかし、家族であれ働きが正当に評価を受けることを第56条によって拒否される。これでは個人の自立とは逆行するというふうに言えると思います。所得税法第56条は、明治20年、1887年の所得税法創立時に旧憲法と民法の拡張制度のもと納税者を戸主のみと決めて、戸主名義で家族全体の合算所得で納税される制度です。戦後、国民主権の新憲法のもとで個人の尊厳や両性の平等が確認され、旧憲法の家族制度は廃止されました。ところが、政府はそれをせずに現行の所得税法にこれが引き継がれた。世界でも珍しい特異な税制です。家父長的課税関係の残滓、こういうふうに言われている制度です。

所得税法第57条があるからと先ほどもありましたが、青色申告を選択すればよいのではという声がありますが、原則は白色申告です。申告納税制度のもとで、課税側と納税側は対等の関係であるべきです。納税者の自主申告で課税確定するのが原則、こういうふうにされています。青色申告は課税側の課税目的と納税執行の便宜のために考案された制度です。納税者に新たな義務を課して、課税側の支配と監視のもとに置くというのが狙いでした。この制度に従わなければ家族労働を正当に評価しない、こんなひどい制度はないというふうに考えます。

現在、1700近い自治体がありますが、そのうち445自治体で所得税法第56条の廃止を求める意見書が既に採択されています。昨年末の第4次男女共同参画基本計画では自営業の家族従業者が果たす役割が適正に評価されるよう、税制のあり方を検討する、こうしたことが政府の中でも閣議決定されています。また、ことしに入ってから国連の女性差別撤廃委員会が我が国の税法を取り上げ、自営業者の配偶者ら家族の所得を必要経費に認めないのは、女性の経済的な地位を妨げているというふうに国連の委員会からも見直しを迫られています。これが

所得税法第56条の課題だというふうに思っています。苦勞して、日本經濟、そして市民の暮らしを支えている中小業者、この人たちの役割をしっかりと認識していくことこそ必要であると思います。

また、加えて言うと、白色申告者にも現在記帳と資料保存が既に法制化されているんです。青色申告だけがやって、白色申告はやられてないというふうな認識が一部あるようですが、白色申告もこういう記帳と資料保存が法制化されて、記帳も定着してきていて、給料等の確認に何ら支障がないというのが今の実態になっているというふうに思います。同じ法律の中にこういうふうに申告によって差別をつけるというのは問題があるというふうに思いますので、この制度については中小業者の皆さんの役割をしっかりと認識して、廃止するということが必要だというふうに思います。

以上です。

○委員【山田昌紀議員】 それでは陳情第2号について反対の立場で意見を申し上げます。

陳情項目としては、所得税法第56条を廃止するよう国に意見書を上げてほしいというものであります。所得税法第56条、事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないと条文趣旨には記されておりますが、それを補完する形で所得税法第57条が設けられているわけであり

ます。本市の状況を見てみると、専従者への給与支払いに係る申告において、白色申告の場合、配偶者は48件、その他19件、給与支払額は4825万3000円。青色申告の場合、配偶者は575件、その他は209件。給与支払額は14億4744万8000円と、青色申告している方が圧倒的に多いことが見て取れます。最近ではきちんと細かく財務管理している事業者が多いということがさきの数字にあらわれていると思います。今までパソコンをいじることでもできなかった73歳の女性が、市販の財務管理ソフトを導入し、簡単に財務管理することができるとおっしゃっていました。

経費を大まかに計算するだけで申告できる白色申告は、財務をきちんと管理しなければならぬ今の時代において逆行していると考えるのは言い過ぎでしょうか。青色申告は取引を細かく記録しなければなりません、控除額が多い。青色申告にすれば給料を経費にできるんです。申告の仕方によって納税者を差別するものとする陳情趣旨には賛同することはできません。

よって、陳情第2号に対しては反対といたします。

以上です。

○委員【前田秀資議員】 私も陳情第2号に対して意見を申し上げます。

陳情文書に書かれてあります中心的な趣旨については、私は原理原則ということから言うと間違っているとは思いません。ただ、私も市議会議員を10年以上やってきまして、税の話になってきますと、委員会等で税のことに関する論議をしてはいけないということはもちろんありませんし、それぞれの委員の発言が全

て間違っているとは思わないんですが、どうも現実的に考えてみると、基礎自治体の議員がそれを論議することの違和感というのを感じるわけでございます。こういう場に際してのことですから、きょうご出席の委員さんがそうだと私は申しませんが、テキストとか、本とか、今だったらネットによる資料で原稿というのはつくれるわけなんです、それが国全体のことを見通す位置に我々が立っているんだらうかと。税の流れからすると、海を国全体、我々がふだん見ているのを山から出ている沢水だとすると、そう遠くまで見られる人がどこにいるのかと、私は思うんです。ですから、全体としてこれが本当に正しいんだ、あるいは国全体としてどうこうという論議をするだけの実は資料を持ち合わせてないというのが私の正直な感想でございます。ですから、本当の総合的な観点で、それがいいのか悪いのか。実は立場的にちょっと違うんじゃないかと思います。その意味から言って原理原則的にこれは正しいなと思うんですけれども、それを判断する立場にないというのが私の意見でございます。

以上。

○副委員長【橋田夏枝議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○副委員長【橋田夏枝議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第5号 国に「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情

陳情第6号 国に「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情

結 果 不採択

○副委員長【橋田夏枝議員】 次に「陳情第5号、国に「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情」及び「陳情第6号、国に「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情」の2件を一括議題といたします。

2件についての各市の状況、本市の状況につきましては配付した資料のとおりです。

それでは、2件についての意見等をお願いいたします。

○委員【斉藤裕樹議員】 それでは、陳情第5号及び第6号について意見を述べさせていただきます。

消費税率については、現在の日本の人口構造や財政状況を見れば遅かれ早かれ引き上げざるを得ないものと考えます。高齢化が進み、医療や介護などの社会保障費はますます増加します。それは行政改革をして節約しても、それを上回る勢いで増加します。今の税制、税率のままで確実に増大する社会保障費の財源を安定的に補うことはできません。

本陳情に対しては反対いたします。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 陳情第5号、第6号は、国に2017年4月1日から消費税10%の増税中止を求めるものです。

安倍首相は、6月1日の国会閉会後の記者会見で、国際的な今後の景気悪化が心配されると海外に原因を押しつけて、消費税10%の2年先送りを表明しました。サミットでは、安倍首相のリーマンショック以来の景気悪化が懸念されるという発言に対して、海外の首脳から国際的には経済は安定していると、安倍首相の発言は同調を得られませんでした。消費税10%2年半先送りは、首相が新しい判断として先延ばしを表明しただけで、来年4月1日消費税引き上げの法律は何ら変更されていません。7月の選挙結果を受けて再び新たな判断として消費税引き上げが判断される危険性はないとは言えません。2014年4月1日から消費税8%が引き上げられましたが、首相は、当初増税前のときには国会で、影響は短期的なものだ、すぐに回復する、こういうふうに発言していました。しかし、ことし3月の国家答弁では、思った以上に回復は遅れている、影響は思ったより長引いている、こういうふうに認めざるを得ませんでした。

消費税はそもそも所得の低い人ほど重い負担となる、格差を拡大する税金です。実質賃金の低下が5年以上続き、現在の経済状況では消費税増税ではなくて、中止すべきということが必要ではないでしょうか。中小企業にとっても消費が2年連続で低下して当然売り上げは低下しています。消費税をなかなか価格に転嫁で

きない。これが中小業者です。赤字でも消費税は支払わなければなりません。そのために倒産、廃業に追い込まれる事業者がたくさん発生しています。消費を冷え込ませ、景気を悪化させ、一方で、一部の海外輸出企業は戻し税があるため、利益を上げるなど、矛盾も生じているのが消費税です。

こうした消費税に財源を求めるのではなくて、大きな利益を上げている大企業や富裕層にこそ求めれば消費税の引き上げはすることがなくても済まされると思います。消費の6割を占める家計にとっても重い負担となり、日本経済にとっても現在の不況をさらに深刻、長期化させることにつながる消費税増税は中止する、こうしたことこそ必要であると思ひ、この陳情に賛成の立場の表明をいたします。以上です。

○委員【山田昌紀議員】 それでは、陳情第5号、第6号について意見を申し上げます。

6月1日、安倍首相から2017年4月の消費税10%増税延期の発表がありました。この時点で、この2つの陳情に関して賛成も反対も意味がなくなりました。意見書を国に提出する必要がないという観点から反対といたします。

しかしながら、子育て、教育、福祉の観点から見ても、将来的には消費税増税はやむを得ないと考えます。

以上です。

○委員【前田秀資議員】 私も、陳情第5号と第6号について意見を述べさせていただきます。

昨今、消費税をめぐる論議の中で、何で消費税を上げなくてはならないかということについての説明が、それによって税収を上げて社会保障費に充てようということと説明がなされていて、それに納得している人が多いわけでございます。しかし、私は議員ですから、それを保守的に考えると、懐疑的に考えるという意味で本当にそうなんだろうかと。ここに来て、最近の各指標で出てきていることは、日本全体の中で、先ほども申し上げたように、基礎自治体の議員ですから、なかなかわからないところも多いんですが、やはり他先進国に比べて、個人所得課税が極めて少ないというのが最近における指標でございます。それを改善すると、大分税収増になる。所得税の特徴から言って、それがどのような影響を与えるのかということを考えざるを得ません。ここ20年、我が国全体の勢いを欠いてきているのも明らかに消費税増税があつてからのことだというのは、これも昨今の指標で明らかでございます。結論として経済格差を広げる政策が経済成長をもたらさないということの答えが私は出ていると思ひます。ですから、これも陳情の原理的な趣旨については賛成したいと思ひます。

以上でございます。

○副委員長【橋田夏枝議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより1件ごとに採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。

まず陳情第5号、国に「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○副委員長【橋田夏枝議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第6号、国に「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○副委員長【橋田夏枝議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長【橋田夏枝議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

午前9時56分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成28年6月13日

総務常任委員会
副委員長 橋 田 夏 枝